

参考資料集（関係法令等）

目次

●図書館法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
●図書館の設置及び運営上の望ましい基準	・・・・・・・・	P 7
・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正経緯		
●学校図書館法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P18
●学校図書館ガイドライン	・・・・・・・・	P20
・学校図書館ガイドライン策定の経緯		
●学校図書館図書標準	・・・・・・・・	P27
●子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・・・・・・	P28
●子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）		
	・・・・・・・・	P31
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	・・	P66
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）		
	・・・・・・・・	P71
●文字・活字文化振興法	・・・・・・・・	P95

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 公立図書館（第十条―第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則

(略)

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成二四年十二月十九日文部科学省告示第一七二号)

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究

4 図書館資料

5 職員

6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

2 広報活動及び情報公開

3 開館日時

4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

る。

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要

望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を

紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

（四）利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア （児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ （高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する

場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間にお

ける情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関

する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年文部科学省告示第132号)の改正について

平成24年12月
生涯学習政策局
社会教育課

○図書館法(昭和25年法律第118号)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

経緯・背景

平成13年7月 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示



○図書館法の改正(平成20年)

○社会の変化や新たな課題への対応の必要性

- ・図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化
- ・指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化

等を受けて改正

平成24年8月～9月にパブリックコメントを実施。12月19日に告示・施行。

主な改正内容

1. 図書館法の改正を踏まえた規定の整備

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加
- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
- ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

2. 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備

- ・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
- ・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
- ・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
- ・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備

3. 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- ・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定
- ・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置く
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

4. その他

- ・著作権等の権利の保護に関する規定を追加
- ・危機管理に関する規定を追加
- ・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正経緯

昭和25年	4月	図書館法制定
昭和42年	6月	社会教育審議会会長より文部大臣あて報告（第1次基準案） 公立図書館の設置を促進し、運営のあり方を示すとともに蔵書等の資料、職員配置、施設設備等について望ましい基準として、「公立図書館の設置および運営の基準案」を報告
	7月	同報告を社会教育局社会教育課長名で都道府県教育委員会あてに内簡として 送付
昭和46年	10月～	社会教育審議会施設分科会図書館専門委員会で検討
昭和47年	9月	施設分科会長へ報告（第2次基準案）
昭和48年	7月	社会教育施設分科会より基準案（第2次基準案修正版）を社会教育審議会へ報告
平成2年	11月～	生涯学習審議会社会教育施設分科会施設部会図書館専門委員会において検討
平成4年	5月	文部大臣へ報告
	6月	同報告を生涯学習局長名で各都道府県教育委員会へ通知
平成10年	12月～	生涯学習審議会社会教育施設分科会施設部会図書館専門委員会において検討
平成12年	12日	文部大臣へ報告 同報告を生涯学習局長名で各都道府県教育委員会、公立図書館へ送付
平成13年	7月	「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示
平成20年	6月	図書館法の一部を改正する法律の制定
平成21年	7月～	図書館法の改正や社会の変化や新たな課題への対応の必要性などを受けて、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を設置し、検討
平成24年	12月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示

学校図書館法 （昭和二十八年法律第百八十五号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。

この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

- 第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

- 第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

- 第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

学校図書館ガイドライン

28文科初第1172号 平成28年11月29日 文部科学省初等中等教育局長通知

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の

登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このよう

な観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。

- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するように努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読

書に対する関心・意欲・態度，学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては，アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが，それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備，予算，人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

「学校図書館ガイドライン」策定の経緯

学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や NIE (Newspaper in Education)、また、国語や社会、美術等様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、「アクティブ・ラーニング」を支援していく役割が期待される。

また、学校図書館法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 93 号）において、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）の専門性を確保するため、その資格・養成の在り方等について検討を進めるとともに、研修その他の必要な措置を講ずることとされている。

こうした状況を踏まえ、平成 27 年 6 月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校図書館の運営や学校司書の在り方について議論を行い、ガイドラインの策定に至った。

昭和 28 年	4 月	学校図書館法制定
平成 9 年	6 月	学校図書館法の一部改正
		平成 15 年 4 月から 12 学級以上の学校に司書教諭を必置化
平成 13 年	12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律の制定
平成 17 年	7 月	文字・活字文化振興法制定
平成 26 年	6 月	学校図書館法の一部改正
		学校司書の法制化・学校司書への研修等について規定
平成 27 年	6 月～	「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置
平成 28 年	10 月	「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」の公表
平成 28 年	11 月	「学校図書館ガイドライン」を策定
		28 文科初第 1172 号 平成 28 年 11 月 29 日
		文部科学省初等中等教育局長通知

学校図書館図書標準

○公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成５年３月に定めたもの（文初小第二〇九号 平成五年三月二九日 文部省初等中等教育局長通知）。

○特別支援学校については平成１９年４月に改正。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 特別支援学校（小学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※ ウ及びエに関し、視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の

整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）

（令和５年３月２８日閣議決定）

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第８条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

はじめに

第１章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

Ⅰ 子どもの読書活動に関する取組の現状

Ⅱ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- 1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
- 2 教育におけるデジタル化の進展
- 3 第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」の策定

Ⅲ 子どもの読書活動の現状

第２章 基本的方針

Ⅰ 不読率の低減

Ⅱ 多様な子どもたちの読書機会の確保

Ⅲ デジタル社会に対応した読書環境の整備

Ⅳ 子どもの視点に立った読書活動の推進

第３章 子どもの読書活動の推進体制等

Ⅰ 市町村の取組等

Ⅱ 都道府県の取組等

Ⅲ 国の取組等

第４章 子どもの読書活動の推進方策

Ⅰ 共通事項

- 1 連携・協力
- 2 人材育成
- 3 普及啓発
- 4 発達段階に応じた取組

5 子どもの読書への関心を高める取組

II 家庭

- 1 家庭の役割・取組
- 2 家庭の取組の促進等

III 地域

- 1 図書館の役割
- 2 図書館の取組
- 3 図書館における取組の促進等

IV 学校等

- 1 幼稚園、保育所、認定こども園等
- 2 小学校、中学校、高等学校等

V 民間団体

- 1 民間団体の役割・取組
- 2 民間団体の取組の促進等

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（第一次基本計画）を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、おおむね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進している。

第四次基本計画が閣議決定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次学校図書館計画」という。）の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められている。一方で、世界的な新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性がある。

こうした諸情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第五次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

I 子どもの読書活動に関する取組の現状

家庭・地域においては、図書館数が過去最高となり(*1)、児童室を有したり(*2)、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けたりしている図書館の増加(*3)、オンライン閲覧目録(OPAC)の導入率の上(*4)等、読書環境の充実は年々図られているところであるが、児童用図書の貸出冊数は減少している(*5)。

学校においては、司書教諭の発令や学校司書の配置は進んでいる一方(*6)、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少傾向にある(*7)。

*1 文部科学省「社会教育統計」によると、図書館数（平成30年3,360館、令和3年3,400館）

※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）、令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

*2 文部科学省「社会教育統計」によると、児童室を有する図書館（平成27年2,119館、平成30年2,176館）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*3 文部科学省「社会教育統計」によると、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館（平成27年2,316館、平成30・令和3年2,386館）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）、令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

*4 文部科学省「社会教育統計」によると、OPAC導入率（平成27年：88.8%、平成30年：90.2%）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*5 文部科学省「社会教育統計」によると、児童用図書の貸出冊数（平成26年度：約1億

8,773万冊、平成29年度：約1億9,730万冊、令和2年度：約1億6,467万冊)

※平成27年度調査（平成26年度間）、平成30年度調査（平成29年度間）、令和3年度調査（令和2年度間）

※全体の貸出冊数も平成29年度約6億5,379万冊から令和2年度約5億3,085万冊に減少

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

*6 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、

司書教諭の発令：12学級以上の学校（平成28年：小学校99.3%、中学校98.3%、高等学校96.1%、令和2年：小学校99.2%、中学校97.0%、高等学校93.2%）、11学級以下の学校（平成28年：小学校28.7%、中学校33.5%、高等学校35.7%、令和2年：小学校30.5%、中学校31.3%、高等学校34.9%）

学校司書を配置する学校の割合（平成28年：小学校58.8%、中学校58.0%、高等学校66.6%、令和2年：小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%）

※平成28年度調査（平成28年4月1日現在）、令和2年度調査（令和元年5月1日現在）

*7 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、全校一斉の読書活動を行う学校の割合（平成27年度：小学校97.1%、中学校88.5%、高等学校42.7%、令和元年度：小学校90.5%、中学校85.9%、高等学校39.0%）

※平成28年度調査（平成27年度末現在）、令和2年度調査（令和元年度末現在）

II 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行された。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）を策定した。

2 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられた。

令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上された。令和2年度第1次

補正予算において、1人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されたことに加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されている。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示された。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示された。さらに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、ICTを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示された。また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示された。

3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定した。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）（*8）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとした。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となった。

*8 「学校図書館図書標準」における、盲学校、聾学校及び養護学校に係る標準（当該通知中のウからク）について、特別支援学校制度の創設に伴い改正（平成19年4月2日付け19文科初第1272号「特別支援学校制度の創設に伴う「学校図書館図書標準」の改正について（通知）」）

III 子どもの読書活動の現状

小学4年生から高等学校3年生を対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると（*9）、推進法が制定された平成13年度と令和4年度を比較すると、小学生6.2冊から13.2冊、中学生2.1冊から4.7冊、高校生1.1冊から1.6冊と、いずれの学校段階に

においても読書量は令和4年度の方が多い。第四次基本計画の初年度に当たる平成30年度（小学生9.8冊、中学生4.3冊、高校生1.3冊）と比較しても、令和4年度の方が多い。

第四次基本計画において、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について(*10)、令和4年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという目標を掲げた（小学4年生から高校3年生を対象）。これに対し、令和4年度、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていない(*11)。

別の調査によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇した(*12)。また、令和元年度と令和2年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年集団は、令和2年度に小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生及び高等学校1年生であり、全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高等学校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されている(*13)。同じく、令和元年度から令和2年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されている(*14)。

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された(*15)。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。

令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり(*16)、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。

自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。

国際的な観点からは、令和元年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」によると(*17)、我が国の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置しているが、前回調査から平均得点が統計的に有意に低下し、OECD加盟国中11位となっている(*18)。この結果について、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなどに課題があることが指摘されている(*19)。

また、我が国を含むOECD全体の傾向として、本の種類にかかわらず、本を読む頻度は、2009年と比較して減少傾向にある(*20)。OECD平均と比較すると、我が国の子どもは、フィクション、漫画を読む生徒の割合が高く、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い(*21)。

*9 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）。読んだ本の冊数に、教科書、学習参考書、漫画、雑誌や付録は含まれない。

- *10 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。
- *11 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）によると、第四次基本計画の初年度平成30年は小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%、推進法が制定された平成13年の不読率は小学生10.5%、中学生43.7%、高校生67.0%。
- *12 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）濱田秀行氏発表資料。
この調査では、ふだん学校以外で本を読む時間がない（読まない）ことを不読としている。
- *13 濱田秀行・秋田喜代美（2022）「小中高校生の読書活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響：不読率に着目して」『第66回日本読書学会大会発表要旨集』、PP. 138-147.
- *14 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）濱田秀行氏発表資料によると、本を読むことと漫画や雑誌を読むことは、トレードオフの関係になく、本をよく読む児童生徒は漫画もよく読んでいる傾向がある。
- *15 令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対して、令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業が要請された（令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」）。その結果、令和2年3月16日時点で、小学校、中学校、義務育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の、公立 98.9%、国立100%、私立97.8%が臨時休業を実施した。
- *16 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）濱田秀行氏発表、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所（2022）「子どもの生活と学びに関する親子調査2021 ダイジェスト版」
- *17 OECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査（PISA）は、義務教育修了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施（2018年調査は読解力が中心分野）。平均得点は経年比較可能な設計。前回2015年調査からコンピュータ使用型調査に移行。日本は、高校1年相当学年が対象で、2018年調査は、同年6～8月に実施。
- *18 「OECD生徒の学習到達度調査2018年調査（PISA2018）のポイント」（文部科学省・国立教育政策研究所）によると、同調査の「読解力」の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」。また、平均得点の2000年～2018年の長期トレンドに関するOECDの分析によると、日本の読解力は、平均得点のトレンドに統計的に有意な変化がない国・地域に分類される。
- *19 「OECD生徒の学習到達度調査2018年調査（PISA2018）のポイント」（文部科学省・国立教育政策研究所）
- *20 同上、「読書」には、本、ウェブサイト等多様な読み物を含み、デジタル機器による読

書も含む。

*21 同上

第2章 基本の方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要である。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）（*22）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある。

I 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要である。

前述のとおり、子どもの不読率は、第四次基本計画の数値目標を達成していない。不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり（*23）、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要である。

高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いている。他方、一貫した上昇傾向にあるわけではない。こうした状況を踏まえ、第四次基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要がある。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実に努める。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあり（*24）、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要である。子どもだけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体などもあり、これらの取組の推進を図る必要がある。

*22 「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日中央教育審議会）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

*23 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）濱田秀行氏発表

*24 平成30年度「国語に関する世論調査」（文化庁）によると、全国16歳以上の男女を対象に実施された調査で、1か月に大体何冊くらい本を読むかという問に対し、「読まない」という回答が47.3%。また、第73回「読書世論調査」（株式会社毎日新聞社）によると、全国300地点の満16歳以上を対象に令和元年度に実施された調査で、「携帯端末やパソコンなどで本が読める「電子書籍」が話題になっています。あなたは電子書籍を読んだことがありますか」という問に対し、若い世代ほど「電子書籍を読んだことがある」と回答した割合が高く、10代後半、20代、30代は、6割以上が「読んだことがある」と回答。

II 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している(*25)。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加している(*26)。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている(*27)。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動の推進に当たっても、多様な子どもたちを容れ、それに対応した取組を行うことが重要である。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和3年答申」という。）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けた。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）(*28)の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

*25 文部科学省「学校基本統計」等によると、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.3倍）の増加が顕著。

*26 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和３年度）」によると、令和３年度の日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人となっている。

*27 文部科学省において開催された有識者会議がとりまとめた「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(令和４年９月26日)によれば、特異な才能のある児童生徒の認知や発達の特性として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられている。

*28 「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、読書バリアフリー法第２条第２項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義され、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等がある。「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、読書バリアフリー法第２条第３項において、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義され、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等がある。

Ⅲ デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展している。また、図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーを向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）(*29)を進める必要がある。

既に、学校向け電子図書館を開設し、小学生の電子書籍を含む図書の貸出数が急増した地方公共団体もある。新型コロナウイルス感染拡大の中、オンラインの読み聞かせ等を通じて、継続的な支援が行われた。こうした点も含め、より一層のデジタル化を推進することは重要である。

*29 令和４年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第４回）、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申は、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調した。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立した。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められている。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する。

また、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備を図る。

都道府県は、国が策定した基本計画を基本とし、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という。）の策定、市町村は、本計画及び都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）の策定に努める（推進法第9条第1項及び2項）。

平成18年度末までに、都道府県推進計画策定率は100％に達した。令和3年度末時点で、市における推進計画策定率は、93.9％、町村における推進計画策定率は、74.4％となっている（*30）。第四次基本計画では、令和4年度末までに、市100％、町村70％以上を目標とし、国及び都道府県は、策定促進に努めるとされたところ、令和元年度、町村においての数値目標は達成された。

本計画における数値目標として、国及び都道府県は、令和9年度までに、市100％、町村80％以上となるよう、支援・助言等を通じ、引き続き、市町村推進計画策定の促進に努めることとする。

なお、地方公共団体が「教育基本法」（平成18年法律第120号）第17条第2項に定める教育振興基本計画等の計画を定めており、その中の子どもの読書活動の推進に関する部分が、都

道府県及び市町村推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合、当該部分をもって都道府県及び市町村推進計画に代えることができる。代えることとした場合、都道府県及び市町村推進計画の見直し等は、当該教育振興基本計画等の見直しの中で適切に行うこととする。また、市町村推進計画は、複数の市町村による共同策定が可能である。

国及び地方公共団体は、より効果的な推進につなげるため、評価を着実に実施することが重要である。

また、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

*30 都道府県・市町村における子供読書活動推進計画の策定状況（令和3年度末時点）（文部科学省）

I 市町村の取組等

市町村は、子どもの読書活動を推進するためには、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を図るよう努める。

市町村推進計画を策定していない市町村は、策定に努め、既に策定している市町村は、本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うことが重要である。

II 都道府県の取組等

都道府県は、市町村と同様に、子どもの読書活動を一層推進するために、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める。

また、都道府県は、市町村に対し図書の長期貸出し等、都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うこと、高等学校や私立学校を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した取組等について、市町村と連携しつつ関連施策の実施に努めることが重要である。

基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

III 国の取組等

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の連携を図るとともに、都

道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。また、調査等を通じ、ICTを活用した子どもの読書活動に関連した取組、市町村推進計画の策定状況、子どもの不読に係る状況、読書活動の推進に携わる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等、子どもの読書活動に関するデータ、優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援する。

さらに、地方公共団体、図書館や学校図書館等の運営の参考となる資料等を作成し、変化する社会のニーズに対応した取組等の促進を図る。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要がある。

例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが求められる。

また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力する。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

(1) 地域における学習資源等の共有

学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要である。

限られた図書等を有効に活用するために、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが重要である。国は、障害者が図書館を利用しやすくなるように各館の資源の共有や人材の交流等を行うためのコンソーシアムを構築しており、こうした取組を引き続き推進する。

また、図書館等のDXの進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みを構築することが課題となる。このため、例えば、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出しサービスのIDを一括

で発行し、各学校の学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や感染症や災害発生などの非常時に登校できない児童生徒の自宅学習などを効果的に行えるようにする取組等を、国も積極的に促す。

（２）地域における人的資源の共有

国は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進している。

読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要である。

例えば、放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等において、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行う。その際、地域と学校との連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼び掛け等を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が、必要に応じ、地域の子どもの読書活動の取組を支援する。国は、読書活動を含む体験活動に関する民間団体等が提供するプログラム等の情報について、統一的なポータルサイトを設ける等、関係者間の情報共有の円滑化やマッチングを図る。

また、子どもの読書活動の推進に当たっては、社会教育士や地域学校協働活動推進員など社会教育関係者のネットワークや知見が有効であるとともに、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されており、連携が促進されるよう、活用方策を検討する。

（３）関連機関等の特質に応じた連携・協力

多様な機関等の特質を踏まえ、効果的に連携・協力することが重要である。

①公民館

公民館は、地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、地域コミュニティ形成の場等としての役割を担っており、多くの公民館で図書室等による図書の貸出しや、読み聞かせ講座の実施、読み聞かせボランティアの育成など、地域に密着した読書活動の機会が提供されている。各地域での取組については、公民館と図書館が連携し、公民館における児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や社会教育士等の社会教育人材、地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会の提供を行うことが重要である。

②児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること

を目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となる。

③国立国会図書館

国立国会図書館国際子ども図書館では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援、所蔵資料の魅力を伝えるための展示会・電子展示会等を行っている。また、「国際子ども図書館」は、児童・青少年用図書等に係る各種情報のインターネットによる提供、全国の図書館職員に対するオンラインを含む講座の実施、研修講師の派遣等を行うとともに、情報交換・意見交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、学校図書館を含む図書館及び関連機関との連携・協力を引き続き推進する。

また、国立国会図書館では、同館が収集又は製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信する視覚障害者等用データ送信サービスを実施しており、同サービスを通じて、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な児童生徒が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等を引き続き提供する。なお、同サービスは学校図書館でも利用可能である。

④大学図書館

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。本計画実施期間において、こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村、図書館等、関連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められる。その際、社会教育士の称号を得た司書や学校司書は、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核としての活躍も期待されている。国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る。

（１）司書及び司書補等について

国及び都道府県教育委員会は、「図書館法」（昭和25年法律第118号）第7条の規定に基づ

き、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

また、子どもを取り巻くICT環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、読書バリアフリー法に基づく取組を含む多様な子どもに個別最適な読書環境の提供を可能とする資質や能力を持った人材の育成が重要である。

こうした状況を踏まえ、国は、これらの講習内容等実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

（２）司書教諭、学校司書等について

学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性等を一層発揮することが重要である。

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭の職務は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を取得するとともに、所定の機関で司書教諭講習を受講して司書教諭の資格を取得し、教育委員会や学校法人に教諭として採用された後に、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた者が担っている。

専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の資格について、制度上の定めはないが、その養成に関して、職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められている。各大学等の主体的な判断により、積極的に活用されることが期待される。

国は、読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、これらの講習内容等について、実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。子どもたちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し子どもたちに働き掛けること、また、より総合的に読書活動が促進されるよう、指導主事や校長等の研修において、子どもの読書活動に関する内容の充実が図られることが重要である。

教師を対象とした研修機会の充実のみならず、教職課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことも重要である。

３ 普及啓発

子どもの読書活動の推進のために、普及啓発活動を促進する必要がある。

（１）子ども読書の日

「子ども読書の日」（４月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。国は、引き続き、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催する。また、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

（２）優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

具体的には、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことで、取組の奨励を図る。また、表彰等において、新たに、幼稚園、保育所、認定こども園等も対象とし、関連する活動奨励を図る（*31）。

国が行う奨励に当たっては、「第２章 基本的方針」で述べた、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の各項目を重視することとする。

（３）優良な図書の普及

「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第８条第９項の規定により、社会保障審議会（*32）では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。国は、図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及することを促す。

４ 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとの指摘がある（*33）。

①就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね６歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本

や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

②小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要がある。

例えば、0歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進める。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要である。

国は、電子書籍や電子図書館に関する実態把握・分析、優良事例に係る情報提供、「3 普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

5 子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われている。

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦（ビブリオバトル）」、「ペア読書」、「味見読書」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション」、「本探しゲーム」等の取組が挙げられる。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動を促すことも重要である。

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子を手渡したり、「読書通帳機」に印字するサービスを提供したりする取組がある。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を再確認したりすることができ、読書活動への意欲が高められることが期待される。

より発展的な取組としては、映画等の映像作品と原作を比較しながら読んだり、自分が書き手となったり、「読書新聞」、「読書ポスター」や本の帯を作成したりする取組が挙げられる。こうした取組によって、より多様な子どもの関心を集めることも期待される。

さらに、既存の取組に、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要である。例えば、読み聞かせ等の取組に、手話を添えたり、手遊びや歌を交えたり、様々な言語を併用したりする。こうした活動を地域の図書館や学校で行う場合は、ボランティア人材の協力等も必要である。また、読書記録のためのアプリ等に協働的な活動を可能とする仕組みを付加し、読書活動に対する関心を高めたり、オンラインの読書会を開催し、外出の難しい保護者や子どもが参加しやすくなるよう工夫をしたりしている。

国際交流活動の中で、読書活動に親しむ取組も実施されている。例えば、国が実施する「日中韓子ども童話交流事業」(*34)では、日本・中国・韓国の子どもたちが一堂に会し、各国の絵本・童話を比べて読むことで、読書の楽しみを共有するとともに、テーマに基づき世界に一つだけの絵本を作成するなどの文化交流を行い、相互理解の増進を図っている。

国は、「3 普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

【具体的な取組等について】(*35)

・読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

- ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

- ・ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

- ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながるができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

- ・味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

- ・ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

- ・リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

- ・アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

- ・本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

- ・図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

- ・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

- ・読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

- ・自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

- ・映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

- ・まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

- ・読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

*31 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成30年度から令和4年度までの表彰実績は合計1,152件である（学校669校、図書館229館、団体232件、個人22人）。

*32 令和5年4月1日から、こども家庭審議会。

*33 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

*34 健全な子どもたちを育成するために設置された「子どもゆめ基金」の活動の一環として、独立行政法人国立青少年教育振興機構等が開催。

*35 令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ（令和4年12月27日）

Ⅱ 家庭

1 家庭の役割・取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められる。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望ましい。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが重要である。

2 家庭の取組の促進等

家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。

家庭において、読書の重要性について理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・家庭における読書等に関する情報提供

とりわけ、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」を一層充実することが重要である。

こうした取組は、読書活動の推進という視点のみならず、家庭教育支援の一環としても位置付けられるものである。このため、国は、家庭教育支援チーム(*36)の全国的な配置を促進するとともに、その際、家庭における読書活動も重要な取組の例であることを周知していく。

*36 家庭教育支援チームは、子どもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材による学習機会・情報の提供や相談対応を行う。

Ⅲ 地域

地域における、子どもの読書活動の推進主体として図書館に焦点を当てる。各地域を拠点として活動する民間団体や地域学校協働活動等についての事項は、「Ⅰ 共通事項」の「1 連携・協力」、「Ⅴ 民間団体」等において言及する。

1 図書館の役割

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子どもの読書活動の推進に努める。子どもの読書推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努める。

①乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施。

②児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携。

③障害児と保護者に対するサービス

アクセシブルな書籍及び電子書籍等、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施。

④日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内。

⑤図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス、移動図書館の実施。

⑥ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供。

⑦多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

⑧運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施。

2 図書館の取組

(1) 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障害者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障害者サービスの一層の充実を図る。

障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は94.7%に上るものの、録音図書を所有する図書館は21.5%、点字図書等を所有する図書館は45.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は52.2%にとどまっている(*37)。

図書館は、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供に努める必要がある。そのためには、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を行う施設・団体等との連携、対応する図書館職員等の資質向上、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーの設置等に努めることが重要である。

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にするものであり、移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大や巡回場所の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために、多言語対応のほか、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫に努める。

子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子ども同士で行う活動等の実施に当たっても、多様な子どもが参加できるよう、子どもの特性や状況等を踏まえ、工夫することが求められる。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努める。例えば、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもの親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れる。探究的な学習活動等に際し、子どもの多様な興味に応じ、図書館資料を効果的に活用できるよう、情報収集を支援する。学校、保育所、認定こども園、児童館のみならず、子ども食堂等、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等を行う。

地域の情報を集約し、様々な機関、団体等と連携・協力体制の構築を図る必要がある。例えば、図書館等に子ども読書支援センターを設置し、司書等の図書館職員が学校や読書活動を推進する民間団体等の相談対応や関連事業を実施する。

家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もある。

(2) デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり、地域づくりを促進することが求められる。

現状として、図書館利用者が利用できるコンピュータを設置している図書館は91.1%、OPACの導入率は90.2%である(*38)。子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、全

ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要である。

約1割の地方公共団体が公立図書館で電子書籍の貸出しを行っており、約3割の地方公共団体が公立図書館で電子書籍の貸出しを予定又は検討していると回答した(*39)。感染症の発生等による閉館中においても、子どもの本へのアクセスを可能とするよう、多くの図書館で導入されることが望まれる。また、子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実が期待される。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や、地元につながる昔話を地元の人が語る音源等の地域に根ざしたコンテンツの作成を行っている図書館がある。

ホームページを開設している図書館は93.1%、メールマガジンの配信は11.7%、ソーシャルメディアの活用は27.7%であり、いずれも増加している(*40)。子どもへの情報提供についても、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した情報発信を充実させることが重要である。

オンラインでの読み聞かせや読書会等の取組も行われており、著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえたICTを活用した多様な取組が実施されることが期待される。

(3) 子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要である。

例えば、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努める。また、中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA（ヤングアダルト）コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする事例もある。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながる。

また、障害のある子どもやその保護者等から意見を聴取し、図書館の環境整備等に反映していくことが重要である。

3 図書館における取組の促進等

(1) 図書館の設置・運営及び資料の充実

我が国の図書館数は、令和3年現在、3,400館であり(*41)、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率は、平成30年現在、都道府県立は100%、市立は98.7%であるが、町立は63.1%、村立は27.9%と(*42)、町村立図書館の設置が十分に進んでいない。

子どもの読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要である。都道府県は、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努める。特に、児童室を設置している図書館の割合は64.8%であり(*43)、引き続き、子どものためのスペース確保に努めることが求められる。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられており、都道府県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう努め、国は、周知等を通じ、整備を促す。

多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間などの多様な主体と連携することも重要である。国は、図書館などの社会教育施設においてもPPP/PFI(*44)の活用等による官民連携を推進しており、図書館についても、公民館や飲食施設との複合化の取組等において、こうした手法が活用されている事例がある。また、図書館などの社会教育施設のデジタル化を推進することにより、例えば、マイナンバーカードを図書カードとして活用する等、図書館での手続の簡略化・効率化を通じ、地域住民の利便性を高めることも重要である。国は、各事案に応じた効果的な助言等の支援を行う。

また、電子書籍、データベース等のデジタル資料の導入に当たって、関連知識が不足していることが課題として指摘されている(*45)。こうした状況は日々急速に進展していることから、国は、図書館のデジタル化に関する状況等について、実態把握を随時行い、先進事例の共有等を通じ、最適なサービスが得られるよう取組を支援する。

図書館の健全な発展に資することを目的として、平成24年に策定された「望ましい基準」について、国は、関係者の意見を聴き、読書バリアフリー法やICTの急速な発展等を踏まえた見直しを検討する。

(2) 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方財政措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、子どもの読書活動の推進に資する安定的なサービスを実施するために必要な専門性等を持った人材の適切な配置を促す。

*37 文部科学省「社会教育統計」※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*38 文部科学省「社会教育統計」※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*39 令和2年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査
（令和3年3月）アンケート調査は令和2年12月実施

*40 文部科学省「社会教育統計」

※平成27年度調査（平成26年度間）、平成30年度調査（平成29年度間）

*41 文部科学省「社会教育統計」

※令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

※令和3年度調査の数値は中間報告であり、確定値の公表は令和5年3月予定

*42 文部科学省「社会教育統計」

※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*43 文部科学省「社会教育統計」

※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

*44 PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI等、様々な方式がある。

*45 令和2年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）（文部科学省）

IV 学校等

多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進に当たっても、多くの子どもが長い時間を過ごす学校等の役割が重要性を増している。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う。

幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及することが重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることは重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、公立図書館等の幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出しを利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることが重要である。また、幼稚園、保育所、認定こども園等は図書館の協力を得て、図書を選定することも考えられる。

また、異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

2 小学校、中学校、高等学校等

（1）役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されている（第21条第5号）。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されている。

学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。

学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置される。学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益である。また、教師や学校司書等が連携し、学習課題に対応した図書の充実や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進に資する。

（２） 取組

①多様な子どもたちの読書機会の確保

（学校図書館の開館）

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するよう努める。その際、地域の多様な人々の参画も得る等、教職員の業務負担の軽減にも配慮する。

（学校図書館資料の充実）

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、特異な才能のある子どもを含む、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料）を整備・充実させる必要がある。

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準を達成した学校の割合は年々上昇しており、令和元年度末（平成27年度末）：小学校71.2%（同66.4%）、中学校61.1%（同55.3%）（*46）と上昇している。他方、特別支援学校の学校図書館図書標準の達成率については、小学部では15.5%（同14.0%）、中学部において3.6%（同3.7%）と著しく低い状況にある（*47）。

多様な図書の所蔵状況に関しては、令和元年度末時点で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校0.2%、中学校0.3%、高等学校1.4%、特別支援学校初等部2.8%、中等部2.5%、高等部2.4%となっている（*48）。デジタイズ図書等を所蔵する学校の割合は特別支援学校において高くなっている（*49）。外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で64.3%となっている（*50）。

また、新聞を配備している学校は、令和元年度末現在（平成27年度末）、小学校で56.9%（同41.1%）、中学校で56.8%（同37.7%）、高等学校で95.1%（同91.0%）となっている（*51）。

多様な子どもに対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な図書の整備、新聞配備の充実等に努めることが重要である。

また、私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることは重要である。

（全校一斉の読書活動等）

10分から15分程度の短い時間を利用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、全国26,000校以上、小学校の90.5%、中学校の85.9%、高等学校の39.0%で実施されている（*52）。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要である。

また、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められており、STEAM教育（*53）等の教科等横断的な学習の重要性が増していることから、高校生等が、様々な分野の資料にアクセスできる学校図書館や図書館等を活用し、読書に興味を持つことが期待される。

（在外教育施設等）

日本人学校等の在外教育施設においても、豊かな読書活動を体験できるよう、電子書籍等

を含む図書の整備や取組事例の紹介等を通じて、読書活動が推進されることが重要である。

② デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な子どもの個別最適で協働的な学びに資するよう、また、感染症の発生等による学校の臨時休業等においても子どもの図書へのアクセスを可能とするよう、学校図書館のDXは極めて重要な課題である。

学校図書館図書情報をデータベース化し、他校の学校図書館や公立図書館等とそれをオンライン上で共有すること等により、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。学校図書館の蔵書のデータベース化の状況は、令和元年度末（平成27年度末）時点で、小学校で80.5%（同73.9%）、中学校で79.3%（同72.7%）、高等学校で92.2%（同91.3%）であり、子どもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために整備されることが重要である（*54）。

GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められた。令和3年7月時点で、全国の公立の小学校等の96.1%、中学校等の96.5%が、「全学年」又は「一部の学年」で端末の利活用を開始し、義務教育段階（*55）における学習者用端末1台当たりの児童生徒数は、1.0人となった（*56）。また、令和3年5月末時点で、校内ネットワークの供用を開始した公立学校の割合は、98.0%となっている（*57）。校内LANや配布された端末によって、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の調べ学習等がより効果的に行われることが期待される。

学習指導要領では、「情報活用能力」を、「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとしている。最近の研究では、1人1台端末の活用が定着した地域で、子どもたちが、様々な情報源を、各自のタイミングで即時に扱う状況が生じるとの指摘がある（*58）。その際に、図書も学びのための情報源の選択肢の一つとして扱われる。こうした変化の中で、子どもたちが、学校図書館、学校図書館資料、読書活動をどのように捉えるかを分析し、子どもたちの情報活用能力の育成を促すとともに、そのニーズに対応していくことが重要である。取組を進めるに当たっては、情報科の教師等が中心となることも有効と考えられる。

令和2年12月の調査では（*59）、2%の地方公共団体が公立学校に電子書籍を導入していると回答した。また、約1割の地方公共団体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討していると回答し、導入の課題として、66.9%が予算不足、31.7%が電子書籍に関する知識の不足と回答した。

学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出しサービスのIDを一括で発行し、児童生徒に配布した端末のホーム画面に設置したアイコンから簡単にアクセスできるようにし、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本を提供することで、電子書籍の活用の幅を広げた事例がある。

こうした学校図書館等のDXに当たっては、子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進することが重要である。

③子どもの視点に立った読書活動の推進

個々の子どもが、主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援する必要がある。このため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、例えば、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要である。

(3) 学校等における取組の促進等

① 学校図書館資料の計画的整備

第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校図書館図書の整備のために995億円（単年度199億円）、学校図書館への新聞配備のために190億円（単年度38億円）が計上されている。

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図ることが求められる。そのためには、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップの下、図書の現状把握を行い、図書の選定、廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めることが重要である。

また、平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、子どもが主体的に主権者として必要な資質・能力を身に着けるためにも、発達段階や地域の実情に応じ、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要である(*60)。

国は、都道府県及び市町村が、第6次学校図書館計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新並びに新聞の複数紙配備に努めるよう、教育委員会等に対し、適切な予算措置がなされるように周知を図るとともに、現状把握や予算措置の参考となる資料の作成・配布等を行う。

また、国は、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、読書バリアフリー基本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーの取組を引き続き促進する。具体的には、学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、アクセシブルな図書・教材を効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイトで公開する。

電子書籍、データベース等のデジタル資料の導入に当たって、関連知識が不足していることが課題として指摘されている(*61)。こうした状況は日々急速に進展していることから、国は、学校図書館のデジタル化に関する状況等について、実態把握を随時行い、先進事例の共有等を通じ、最適なサービスが得られるよう取組を支援する。

また、「学校図書館図書標準」について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏ま

え、必要に応じ、見直しを検討する。

② 体制整備

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備する必要がある。そのため、学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。また、校長が学校図書館の館長としての役割も担っているという認識を深めるために、教育委員会が、校長を学校図書館の館長として明示的に任命することが有効である。

また、教育委員会に設けられた学校図書館支援センターが、学校図書館の運営支援、研修企画・運営等を行い、地方公共団体における学校図書館全体の質的向上を総合的に図る事例もある。

国は、優良事例の収集・分析を踏まえ、研修等を通じて情報提供を行う等、各地方公共団体の体制整備を支援する。また、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」（平成28年11月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知）について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

③ 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図る必要がある。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。令和2年度の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校：69.9%（12学級以上の学校においては、99.2%）、中学校：63.0%（同97.0%）、高等学校：81.5%（同93.2%）となっている（*62）。特別支援学校については、小学部 62.4%（12学級以上の学校においては93.7%）、中学部 50.1%（同92.9%）、高等部 62.9%（同93.8%）である（*63）。

都道府県教育委員会は、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令の促進、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等を工夫し、司書教諭の役割等について理解増進等に努める。

④ 学校司書の配置

学校は、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教師による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされている（学校図書館法第6条）。

学校司書の配置状況は、令和2年度（平成28年度）時点で、小学校：68.8%（同58.8%）、

中学校：64.1%（同58.0%）、高等学校：63.0%（同66.6%）となっている（*64）。特別支援学校については、小学部9.3%（同9.1%）、中学部5.5%（同6.5%）高等部12.0%（同10.6%）となっている（*65）。

公立小中学校の学校司書を配置するための経費として、第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置、5か年計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校司書の配置に1,215億円（単年度243億円）が計上された。

国は、都道府県及び市町村が、現状把握や予算措置の参考となる資料の作成・配布を通じ、教育委員会等に対して周知を図ることで、学校司書の配置の推進を促す。また、周知等を通じ、地方公共団体が、学校司書の専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境に配慮した上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図ること、特別支援学校については、読書バリアフリー法の成立などを踏まえ、その配置の拡充に努めることに留意することを促す。

*46 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*47 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*48 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*49 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*50 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*51 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*52 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*53 STEAM教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM（SCIENCE, TECHNOLOGY, ENGINEERING, MATHEMATICS）に加わったAの範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

*54 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

*55 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）

*56 「端末利活用状況等の実態調査（令和3年7月末時点）」（令和3年10月）（文部科学省）

*57 「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査（令和3年5月末時点）」（令和3年8月文部科学省）による、令和3年5月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境等の現状

※提出自治体等数：1,815自治体等（学校数：32,646校）

*58 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第3回）高橋純氏発表資料

*59 令和2年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）（文部科学省）

*60 公立小学校等：1校当たり2紙、公立中学校等：1校当たり3紙、公立高等学校等：1校当たり5紙を目安。

- *61 令和２年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査
(令和３年３月)(文部科学省)
- *62 令和２年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- *63 令和２年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- *64 令和２年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- *65 令和２年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

V 民間団体

1 民間団体の役割・取組

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。

全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う「読み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている(*66)。

地域レベルでは、自発的に組織された約１万のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

絵本専門士(*67)等の読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が参画することで、多面的な支援が可能となる。

2 民間団体の取組の促進等

国は、子どもの読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成や絵本専門士や認定絵本土等の人材育成(*68)等を推進する。

都道府県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待される。

図書館は、ボランティア登録制度の導入等により(*69)、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するように努める必要がある。

*66 「全国読書グループ総覧」(公益社団法人読書推進運動協議会) 2018年度版

*67 絵本専門士とは、絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家であり、読み聞かせやおはなし会、ワークショップなど実際に本を使って行う取組、絵本に関する知識をもって行う指導・助言等を実施する。

*68 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、平成26年度から「絵本専門士」を養成する

「絵本専門士養成講座」を開設した。また、絵本専門士のカリキュラムを大学や短大等の授業の中で学ぶことのできる「認定絵本士養成講座」制度を創設し、平成31年度より始動している。令和4年度認定絵本士養成講座開設機関は、41機関42学科となっている。

*69 ボランティア登録制度を有する図書館は2,386館。(令和3年度「社会教育統計」(令和3年10月1日現在)(文部科学省))

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条―第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に

著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により

製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

（令和 7 年 3 月 2 8 日閣議決定）（文部科学省・厚生労働省）

目 次

I はじめに

1. 法律成立までの背景やこれまでの経緯
2. 基本計画について
3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

II 基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

III 施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第 9 条関係）
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）
4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）
5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）
6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）
7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技术等の研究開発の推進等（第16条関係）
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

IV 基本的施策に関する指標

V おわりに

I はじめに

1. 法律成立までの背景やこれまでの経緯

令和元年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）が成立した。

その背景として、平成26年の国連における「障害者の権利に関する条約」の批准や、同条約の締結に向けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）をはじめとする様々な国内法制度の整備が行われるなど、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められたことがある。

また、平成25年6月27日に世界知的所有権機関（W I P O）による、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）が採択され、平成30年に我が国は同条約を批准し、著作権法の一部改正も行われた。その際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされたことが、その後の読書バリアフリー法制定の動きを加速化した。

令和元年6月に読書バリアフリー法が成立・施行された後、読書バリアフリー法第7条に規定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定に向けて、読書バリアフリー法第18条に規定される関係行政機関等や、公立図書館及び点字図書館等の関係者、出版業界、視覚障害者等の当事者団体の関係者等による「協議の場」（以下「関係者協議会」という。）の第1回を同年11月に開催した。関係者協議会における議論やパブリックコメントなどを経て、令和2年7月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする基本計画（第一期）を策定した。

基本計画（第一期）の策定後、第一期基本計画期間中に関係者協議会を7回にわたり開催した。関係者協議会では、基本計画に記載の各施策に関する進捗状況の確認や関係者との協議を行うな

ど、読書バリアフリー法にかかる各施策の課題解決、及び促進に向けた取組を進めた。

また、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が公布・施行されるとともに、令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正法が施行され、それまで努力義務だった民間企業における障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せている。

2. 基本計画について

（1）位置付け

読書バリアフリー法は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念にのっとり、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

読書バリアフリー法第7条第1項には、「文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定める旨の規定があり、この基本計画には、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項を定めることとされている。

また、同条第3項及び第4項では、基本計画を策定するときは、あらかじめ、「経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議」することを定めているとともに、「視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ものとされている。加えて、第18条において、国は、「施策の効果的な推進を図るため、…（略）…関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずる」ものとされている。これらの規定に基づき、本基本計画は、関係者協議会を設置し、関係者から聴取した意見を踏まえて、策定されるものである。

なお、基本計画は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」の基本理念や方針を踏まえて作成する必要がある。また、基本計画の実現に向けた取組を進めることは、障害者差別解消法の趣旨にもかなうものであり、読書バリアフリー法第8条に定められているとおり、地

方公共団体は国の基本計画を勘案し、各地域の取組状況を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めることが望まれる¹。

（２）対象期間

本基本計画（第二期）は令和７年度から令和11年度までを対象とする。基本計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとする。

（３）構成

本基本計画は、この「Ⅰ はじめに」、「Ⅱ 基本的な方針」、「Ⅲ 施策の方向性」、「Ⅳ 基本的施策に関する指標」及び「Ⅴ おわりに」で構成される。

「Ⅱ 基本的な方針」では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「Ⅲ 施策の方向性」では、読書バリアフリー法第９条から第17条までに規定する９の分野の基本的施策について、本基本計画の対象期間に国が講ずる施策の方向性を示している。

「Ⅳ 基本的施策に関する指標」では、読書バリアフリー法第９条から第17条までに規定する、関係省庁等が実施する施策について、その進捗状況を確認するための指標についてまとめて示している。

「Ⅴ おわりに」では、計画に基づく取組を進めるに当たり念頭に置くべきことなどを示している。

（４）基本計画の対象

読書バリアフリー法第２条第１項において、「視覚障害者等」とは、「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍…（略）…について、視覚による表現の認識が困難な者」と定義されている。具体的には、視覚障害者（盲、弱視、盲ろう等）、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくるのが難しい、あるいは眼球使用が困難である者²であり、基本計画においてもこれらの者

¹ 地方公共団体について、令和６年２月１日現在の計画の策定状況は、既に策定済みの自治体は３３（都道府県１９、指定都市３、中核市１１）、現在策定作業中の自治体は３４（都道府県１９、指定都市６、中核市９）、策定に向けて検討中の自治体は２０（都道府県９、指定都市５、中核市６）、策定する予定なしの自治体は４２（都道府県０、指定都市６、中核市３６）となっている。

² マラケシュ条約第３条において、同条約の「受益者」は、①盲人である者、②視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、③身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦

を対象とする。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要である。

また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要がある。なお、同項において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしている。

3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

読書は、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり³、教養や娯楽のみならず、生活するために必要な情報を得る手段であり、教育や就労を支える重要な活動である。特に、学校教育段階においては、教科書以外にも⁴、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなる。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や、資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠である。

一方で、我が国においては、令和6年4月から、改正障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の提供義務の範囲が民間企業まで拡大されたところだが、障害者等への利用の保障を、そのサービス等を行う者自らが行う機運が乏しい。読書バリアフリー法の施行から5年が経過したが、

点を合わせることも若しくは目を動かすことができない者のいずれかに該当する者であると定義されている。

³ 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）は、「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」であることに鑑み、すべての国民が生涯にわたり、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを基本理念としてうたっている。また、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、「子ども…（略）…の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と規定している。

⁴ 教科書については、平成30年の学校教育法等の改正により、特別な配慮を必要とする児童生徒の困難低減等のため、学習者用デジタル教科書の活用が可能となっているほか、音声教材、教科用特定図書等（拡大教科書等）について、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）に基づき、ボランティア団体等が、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し製作している。

視覚障害者等⁵が利用しやすい書籍等は必ずしも十分に整備されているとは言えず⁶、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、読書バリアフリー法は、第3条で「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること」等を定めている。

読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）とは、「点字図書、拡大図書⁷その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック⁸、布の絵本等がある。

また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、EPUB⁹等の音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書¹⁰、オーディオブック¹¹、テキストデータ等がある。

⁵ 日本の視覚障害児・者について、厚生労働省が行った令和4年度「福祉行政報告例」によると、視覚障害により障害者手帳を所持している児・者は約32.1万人、同じく肢体不自由は約239.6万人（うち、「上肢」「運動機能障害・上肢」は約83.1万人）とされている。

また、ディスレクシアと呼ばれる学習障害の一種とされる読字障害者の正確な人口は把握されていないが、文部科学省の令和4年度「通級による指導実施状況調査」によると、学習障害（LD）を理由に、公立小・中・高等学校の通級による指導を受けている児童生徒数は、36,988人である。一方で、独立行政法人日本学生支援機構が毎年行っている高等教育機関への悉（しつ）皆調査（「令和5年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」）では、学習障害（SLD：限局性学習症）のある学生数は309人とどまっている。

⁶全国公共図書館協議会が令和3年度に全国の公立図書館を対象として行った調査（回収率99.8%『2021年度（令和3年度）公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書』

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/2021/>を参照。）によれば、アクセシブルな書籍等は約285万タイトル（延べ数）であり、うち半分以上が「大活字本」（161万タイトル）であり、続いて「電子書籍」（45万タイトル）、「点字資料等」（23万タイトル）が続く。

なお、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会令和4年度実態調査「日本の点字図書館39」によると、全国の点字図書館84館が所蔵するアクセシブルな書籍数は約199万タイトル（延べ数）であり、内訳としては「点字図書」（81万タイトル）、「音声デイジー図書」（58万タイトル）、「カセット図書」（56万タイトル）となっており、この3媒体が大半を占めている。

⁷ 図書館においては拡大文字資料と総称され、大きな文字サイズの出版物である「大活字本」とボランティア等が手作業で製作する「拡大写本」に大別される。

⁸ 「LL」とはスウェーデン語の「Lättläst（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難のある人のために、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

⁹ 「EPUB」とは、電子書籍のファイルフォーマット規格のことである。

¹⁰ 「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。特徴としては、①目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、②最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、③音声にテキストや画像を同期させることができる、等がある。なお音声データをインターネットを経由してダウンロードして使用できる機種もある。

¹¹ オーディオブックとは、書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与する

視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」という。）に関する状況と課題については、「借りる」と「購入する」の2つの側面から捉えられる。

「借りる」に関しては、点字図書館と公立図書館が、ボランティア・図書館協力者等の協力を得つつ、アクセシブルな書籍等の製作に取り組むとともに¹²、窓口貸出・郵送貸出・宅配サービス・施設入所者へのサービス等の障害者サービス¹³を必要に応じて展開してきており、視覚障害者等の情報保障の支えとなってきた。また、視覚障害等のある学生が在籍する大学や高等専門学校においても、学生からの求めに応じ、アクセシブルな書籍等の製作が行われつつあるとともに、特別支援学校（視覚障害）の一部においてもサピエ図書館¹⁴との連携により、在籍する児童生徒が書籍等を利用できるよう環境を整えている。

一方で、これらのアクセシブルな書籍等の数がニーズに対して不足していることに加え、点字図書館と公立図書館においてアクセシブルな書籍等の製作等に協力する人材の確保が難しくなってきており、今後の継続的な提供体制には課題がある。

また、その他にも製作されるアクセシブルな書籍等の質が必ずしも担保されていない場合があること、サピエ図書館や国立国会図書館を含む、各図書館が所有する様々な形態のアクセシブルな書籍等の情報を共有する仕組みが構築されたものの、その周知が十分でない等の理由から、利用につながっていないことが指摘されている。さらに、今後、アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるに当たり、視覚障害者等がそれらを点字図書館や公立図書館で利用できるようにする観点からの取組も重要である。

ことにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツを指す。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴を有する。

¹²著作権法（昭和45年法律第418号）第37条第3項では、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものが、視覚障害者等のために録音図書等の製作等を行うことができる旨が規定され、政令で、（1）障害者施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等、（2）文化庁長官が個別に指定する者が定められている。

¹³ 図書館利用に障害のある者に対して、点字資料、拡大図書、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、対面朗読の実施、郵送・宅配等のサービス、施設や学校へのサービス、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助など、来館・移動のための支援や、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮を行う等、障壁となるものを取り除いて図書館を使えるようにするサービスのこと。

¹⁴ 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対して点字データ、デージーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者等用情報総合ネットワーク」。

「購入する」に関しては、点字出版施設¹⁵等が製作するアクセシブルな書籍に加えて、出版者が製作する合成音声読み上げや文字の拡大に対応できる電子書籍等が、少しずつ市場に出回ってきている。点字図書や拡大図書等の印刷物の利用者としては視覚障害者が中心となるが、アクセシブルな電子書籍等は、読み上げや文字の拡大、ルビ振り、分かち書き、フォントの変更等を可能にするなど、視覚障害者等の多様なニーズに対応することで、結果的に障害のない者にとっても利用がしやすく、アクセシブルな電子書籍等には、より大きな市場が期待できる。

その一方で、例えば音声読み上げに対応していないなど視覚障害者等にとって利用しづらい電子書籍等も少なくないこと、紙市場に比して電子出版の市場規模（推定販売金額）は、令和5年時点で5割程度まで伸長しているものの¹⁶、そのほとんどは電子コミックで占められており、特に教育や研究において求められる電子書籍等は極めて少なく、点訳等に有効なテキストデータが十分に提供されていないこと等、多くの課題が残されている。なお、視覚障害者等のために、自社発行物の巻末に電子データの引換券を添付し、求めがあれば電磁的記録の提供を行うといった取組も存在するが、改正障害者差別解消法が施行された直後の現段階では、まだごく一部の出版社にとどまっているのが現状である。

さらに、電子書店のサイトのアクセシビリティが不十分であること、電子書店ごとに異なるビューワーの使用を強いられ、それらのビューワーのアクセシビリティが十分でないという問題もある。また、電子書籍等に加えて、点字図書や拡大図書等の印刷物についても引き続き多くのニーズがあり、より多くの書籍が発行されることが望まれている。

前述のとおり、平成30年の第196回通常国会において成立した改正著作権法及び読書バリアフリー法や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第3条における「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害でない者と同一内容の情報を同一時点において取得する」という基本理念を踏まえ、引き続き、近年の先端技術を活用した、効率的で持続可能な仕組みを構築する必要がある。

読書バリアフリー法第1条「障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする」との規定に基

¹⁵ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設の一つで、点字刊行物の出版に係る事業を主として行う施設。令和4年社会福祉施設等調査によれば、全国にある点字出版施設は10施設。

¹⁶ 公益社団法人全国出版協会の発表「2023年の出版市場規模発表」

（<https://www.ajpea.or.jp/information/20200124/index.html>）によれば、紙の出版市場は1兆612億円、電子出版市場は5,351億円。

づき、広く国民の理解と関心の増進に努める必要があり、全ての国民に対するアクセシブルな書籍等の認知度向上に向けた取組の推進が重要である。また、各地域の図書館等においては、障害者のアクセシビリティを保障するということを、「障害者サービスの提供」という側面だけで捉えるのではなく、共生社会の実現という考えを持って臨むことが重要である。

II 基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

市場で流通している電子書籍等が少なかった時代には、著作権法第37条第1項に基づき製作された点字図書や、同条第3項に基づき点字図書館など障害者施設、図書館、一定の要件を満たすボランティア団体等が権利者の許諾なく製作できる録音図書、拡大図書等の書籍が、視覚障害者等の読書環境を支える中心となってきた。

今後は、それらに加え、市場で流通する電子書籍等と、著作権法第37条第3項に基づき製作される電子書籍等を車の両輪として、両面から取組を進め、アクセシブルな電子書籍等の普及を図る時代となっている。

合わせて、アクセシブルな電子書籍等及びそれらを利用するためのシステムの標準化による相互接続性の確保を軸にしたアクセシブルな閲覧システムと端末機器等の整備と、それを視覚障害者等が円滑に利用するための技術習得支援を関連させつつ、推進することが必要である。

また、障害の状況によって端末機器等を使えない場合や、紙や布といった現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため、引き続きアクセシブルな書籍の提供を継続するための取組も必要である。さらに、書籍利用のためのアクセシビリティのみならず、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも合わせて取り組む必要がある。

2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

利用者の視点からは、アクセシブルな書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」の両方のニーズがある。著作権者と出版者の団体がそれぞれ声明¹⁷を発表して、これらのニーズに積極的に応える意

¹⁷ 令和6年4月9日の日本文芸家協会・日本推理作家協会・日本ペンクラブによる「読書バリアフリーに関

向を表明しており、今後の具体的な活動が期待される。

「量的拡充」に関しては、既存の電子書籍及びオーディオブック販売サイトや民間電子書籍及びオーディオブックサービスで販売・貸出されているアクセシブルな書籍等の積極的な活用を進めるとともに、喫緊の課題として、ユーザが求める形式のデータがそろっていない点に留意しつつ、アクセシブルな書籍等のニーズに対応するため、点字図書館、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において、各々の果たすべき役割に応じ、アクセシブルな書籍等を充実させることが重要である。

また、図書館が所蔵するアクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届けるための仕組みとして、各館が所蔵するアクセシブルな書籍等の共有に向けた図書館間の連携やネットワークの充実に努めることが重要である。

「質の向上」については、アクセシブルな書籍等の製作に係る基準の作成や、製作に従事する者の研修が必要である。

また、「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、これまでに製作された書籍等について、書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにし、長期的にデータとして保存するための取組や、製作者が効率的に作業できるよう出版者から製作者に電子データを提供する仕組みを構築することが考えられる。特に、教育や研究分野で、アクセシブルな電子書籍等がニーズに比して不足しており、この分野の取組が喫緊の課題である。

さらに、アクセシブルな電子書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、技術による解決を図ることの重要性はますます高まっていることに留意が必要である。生成AIや、AIを用いたOCR（光学的文字認識）、電子書籍のデータ形式をアクセシブルなEPUBリフローとするほか、合成音声読み上げ等といった、近年急速に進化している技術をアクセシブルな電子書籍等の製作に用い、効率化を図ることは、それらの「量的拡充」と「質の向上」をもたらし、アクセシブルな書籍等の製作に従事する人材の不足という課題の解決につながる可能性がある。

なお、書籍等のコンテンツや用途によって、「正確性」が求められる場合、「速報性」が求められる場合など様々であり、双方のニーズを踏まえつつ、バランスを取りながら進めていくことが必要である。

する三団体共同声明」、同年6月27日の日本書籍出版協会・日本雑誌協会・デジタル出版者連盟・日本出版者協議会・版元ドットコムによる「読書バリアフリーに関する出版5団体共同声明」のこと。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

視覚障害者等の障害の種類や程度は多様であり、アクセシブルといえる書籍等の提供媒体及び利用方法は異なる。このため、読書環境の整備を進めるに当たっては、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要である。

なお、視覚障害者等が、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍（以下「特定書籍」という。）及び同条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等¹⁸（以下「特定電子書籍等」という。）の利用を希望する場合、これらの特定書籍・特定電子書籍等を視覚障害者等の利用に供する機関においては、障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく、他の客観的な根拠資料を用いる等¹⁹、柔軟な対応により障害等の確認を行うことが適切である。

III 施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

【基本的考え方】

公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。

（1）アクセシブルな書籍等の充実

¹⁸ 著作権法第37条では、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者等の許諾なく行うことを認めている。同条第1項において、公表された著作物を点字により複製することが、同条第2項において、点字データを記録媒体に保存することや、インターネット等で送信することが認められている。また、同条第3項において、書籍の音訳等、視覚障害者等が利用するために必要な方式により複製すること（紙媒体と電子媒体の両方）や、作成されたものをインターネットやメール等で送信することが認められている。

¹⁹ 図書館関係団体が定めている「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の別表2に、視覚障害者等の利用登録を行うための、「利用登録確認リスト」がある。

- ・ 公立図書館等において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上に資する方法の共有及びその積極的活用等を通じて、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進する。
- ・ 国立国会図書館において、学術文献の録音資料やプレーンテキストやアクセシブルなEPUBの製作を促進するとともに、公立図書館等で製作される特定電子書籍等を収集し、アクセシブルな書籍等の充実を図る。
- ・ 点字図書館及び点字出版施設（以下「点字図書館等」という。）が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障害の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行う。
- ・ 国立国会図書館と日本点字図書館が協力して、図書館等における視覚障害者等用テキストデータの製作及び提供に係る取組を進め、アクセシブルな電子書籍等の充実を図る。

（２）円滑な利用のための支援の充実

- ・ 公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、対面朗読や郵送貸出等の他、新たな技術を用いた障害者サービスの充実に努めるとともに、対面朗読室等の施設や電子書籍利用のための高速データ通信機器等の整備、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実を図る取組を促進する。
- ・ 学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教職員間の連携の重要性について、効果的な実践事例を収集し、周知するなどして支援体制の整備を図る。
- ・ インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進する。

- ①点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害等のある児童生徒を支援するための取組を進める。またその際、学校教育段階での教科書以外の参考書や副読本等多様な資料の充実を図ることや、視覚障害等のある教職員への支援についても留意する必要がある。
- ②各教育委員会を通して、特別支援学校、特別支援学級設置校、及び視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校に対し、アクセシブルな書籍等の整備の充実を促すとともに、視覚障害等のある児童生徒が社会教育の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。
- ③国立情報学研究所において整備した、全国の大学及び高等専門学校の附属図書館が保有するアクセシブルな書籍等の所在情報を共有するためのリポジトリについて、国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）との連携等を通じて視覚障害者等による円滑な利用を促進する。同リポジトリで積極的に学術論文等を含むアクセシブルな書籍等が公開されるように、同リポジトリに登録した大学等の社会的認知を高めるなどの支援について検討する。
- ④全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられていることを踏まえ、大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。特に学内で製作された特定電子書籍等を全国の視覚障害者等が利用できるように体制を整備する。

- ・ 点字図書館において、公立図書館や地域のICTサポートセンター²⁰等との連携を図り、視覚障害者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する等とともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障害者等に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施していく。
- ・ 点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能は視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つものであることから、地域における公立図書館等との連携を推進するとともに、地方公共団体や関係団体等と協議しながら、点字図書館においても、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実に努める。

²⁰ 障害者等のICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT機器の紹介、貸出・利用に係る相談、②サピエ図書館を含むインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）。

（３）その他

- ・ 公立図書館等においては、地域の学校教育や職業生活、地域生活等を支えるため、視覚障害者等の読書活動におけるアクセシビリティの向上に向けて、利用者にとって分かりやすいように、各館に障害者サービスや支援技術に関し専門性を有する職員や、書籍のみではなく読書活動への社会的障壁やアクセシビリティ保障に関する担当者の配置を明示することなどを通じて、より積極的にかかわることが期待される。
- ・ 公立図書館等において、視覚障害者等の図書館の利用や、視覚障害者等を含めて広く社会に読書バリアフリーの普及・啓発を進めるために、アクセシブルな書籍等について紹介するコーナー²¹の設置を促進する。
- ・ 点字図書館等をはじめとする点字図書の製作者において、点字図書を安定的かつ効率的に製作することが可能となるよう、製作現場に必要な運営支援を行う。

２．インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

【基本的考え方】

インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進する。

また、国立国会図書館、同ネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供や利用の促進を図る。

- ・ 現在、国立国会図書館においては、自ら製作した「学術文献録音図書」の音声デジタイズデータや、公立図書館等が製作し、国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを、個人、公立図書館等及び点字図書館に送信するサービス（視覚障害者等用データ送信サービス²²）を実施している。一方、サピエ図書館においては、全国の点字図書館等で製作された点字やデ

²¹ 例えば、「りんごの棚」という名称で、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーを設置する図書館が増えてきている。

²² 視覚障害者等用データ送信サービスの利用の窓口となるのが、みなサーチである。

イジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えている。また、両者のシステム間の連携も図られており、視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステム（みなサーチ）も国立国会図書館により整備されている。これらのシステムのより一層の活用を図るため、視覚障害者だけでなく読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）や肢体不自由な者など視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図る。

- ・ 地域における点字図書館、ICTサポートセンター、特別支援学校の学校図書館を含む公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて積極的に行い、多くの視覚障害者等が、みなサーチを窓口とする国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスや、サピエ図書館を利用できるよう会員加入の促進等の取組を進める。
- ・ このような取組を進めていく中で、視覚障害者等の障害の特性に応じた利用しやすいサービスが提供できるよう、みなサーチとサピエ図書館の特性を考慮して、関係団体の協力も得ながら、会員加入手続における確認手法の多様化・効率化、障害等の状況を確認する際の着眼点の整理、システム改善等の取組を進める。
- ・ サピエ図書館の運営は、国の補助金と、加入図書館や団体等からの会費で実施しているところであるが、引き続き会員加入の促進を図りながら、将来的な会員の拡大等の状況や国の役割も踏まえ、安定的な運営が図られるよう取組を推進していく。

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、製作に係る基準の作成や、製作者の技術向上のための研修等、質の向上を図るための取組に対する支援を行う。

(1) 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援

- ・ アクセシブルな書籍やサピエ図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、サピエ図書館を運営する者は、引き続き特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図るとともに、製作技術の向上を図る研修等を充実する。
- ・ 地域における点字図書館と公立図書館等との連携を引き続き支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図る。
- ・ 視覚障害者等のニーズの多様化等に対応するため、出版者に対し、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に係る基準の共有や製作技術の向上のための研修等の質の向上を図るための取組に資する情報提供や助言等を行う。
- ・ 障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発（特定電子書籍等の質の向上に資する製作支援技術を含む。）を行う者への支援を引き続き実施する。

(2) 出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援

- ・ 視覚障害者等の様々なアクセシブルな書籍等のニーズに適切に対応できる特定書籍・特定電子書籍等の製作環境を整備するため、出版者から特定書籍・特定電子書籍等の製作者に対する円滑な電磁的記録の提供の仕組みや具体的方法について、国が主導し、実証調査等の実施を通じて検討する。その際、電磁的記録については、出版者における流出の懸念や、作成にかかる費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題、特定書籍・特定電子書籍等の製作者が望むデータ形式を相互に変更するための仕組み等についての検討も必要である点に留意する。
- ・ 出版者からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する電磁的記録の提供を促進するための情報提供や助言等を行う。その際、視覚障害等のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる補助教材や参考書等の書籍等や、視覚障害等のある教育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策の推進を図る。

また、視覚障害者等への合理的配慮の提供の観点から、出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策の推進を図る。

（１）技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進

- ・ 障害の種別や程度だけでなく、書籍の特性等にも留意して、視覚障害者等による円滑な利用と著作権管理システムによるコンテンツ保護の両立を図り、アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるようにするため、海外の先行事例等を参考としつつ、新たな技術²³の動向と視覚障害者等の多様なニーズを分析し、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取組を進める。
- ・ 国内電子書籍販売サイトについて、書籍のアクセシビリティに関する情報を明示する等、検索時や購入時における書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう、環境整備を進める。
- ・ 国は、出版関係者との検討の場を設け、アクセシブルな電子書籍等の出版に関する課題や具体的な方法について検討するとともに、アクセシブルな電子書籍等の製作及び販売等の促進を図る。

（２）著作権者と出版者との契約に関する情報提供

- ・ 出版者は、著作権者との出版に関する契約において電磁的記録の提供が含まれていない場合、著作権者から改めて許諾を受ける必要がある。このため、著作権者と出版者との契約の在り方等、アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供や助言等を行う。

²³ WCAG 2.2、EPUB 3.3、EPUB Accessibility 1.1、ISO/IEC 23078（情報技術－電子出版物のデジタル著作権管理仕様）等を含む

(3) 出版者からの書籍購入者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備に関する検討への支援

- ・ 出版者による障害のある書籍購入者に対する電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に資する情報提供や助言等を実施する。その際、視覚障害等のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。
- ・ 電磁的記録の提供については、流出の懸念の払拭、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者や学識経験者等による検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討する。

(4) その他

- ・ アクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ整理した図書館における適切な基準（「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」）の普及を促進し、図書館への導入を支援するとともに、関係者からの意見等を踏まえ、基準の改善に努める。

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）

【基本的考え方】

マラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備を図る。

- ・ アクセシブルな電子書籍等の受入れ・提供のための国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関（国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会）において、外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を実施しているが、こういったサービスの認知度が低いことが課題となっている。特に外国で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等のニーズが高い大学関係機関に対して、普及啓発を実施するとともに、視覚障害者等が外国で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等の所在の検索を容易にしたり、日本で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等を外国に提供したりできる環境の整備を引き続き進めていく。

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行う。

- ・ 視覚障害者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進する。
 - ①点字図書館と公立図書館等が地域のICTサポートセンター等と連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デイジープレイヤー等の端末機器等について、個々の障害の状態に応じた活用に留意する。
 - ②
 - ③点字図書館と公立図書館等が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行う。
 - ④全国の視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等を利用できるようにするため、障害の特性に即した点字ディスプレイ、デイジープレイヤー等の端末機器が必要な者に行き届くよう、国と地方公共団体とが協力して読書環境の整備を推進する。
- ・ 上記の取組を推進するため、ICTサポートセンターの普及の支援を行うとともに、端末機器等の習得支援等を行う公立図書館や学校図書館の職員、障害福祉課等の自治体職員等に対する研修を実施し、視覚障害者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図る。
- ・ 小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定してお

り、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、すべての児童生徒を含む読書困難者が情報端末を利用して容易に電子書籍等を利用できるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、その趣旨を説明する等、その周知を図る。

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第16条関係）

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するためのシステム及び端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発及びその成果の普及に必要な施策の推進を図る。

- ・ アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するためのシステム及び端末機器も含め、広く障害者等の利便の増進に資する、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたICT機器・サービスに関する研究開発やサービスの提供を行う者に対する資金面での支援及びその開発成果の普及を引き続き実施する。なお、研究開発に当たっては、必要な国際標準に準拠して持続性を担保するとともに、開発プロセスへの視覚障害者等の参加を確保し、障害者とその障害の種類や程度に応じて快適にアクセシブルな電子書籍等を利用できるよう留意する。
- ・ アクセシブルな電子書籍等の利用に当たっては、視覚障害者等が使いやすい機器や閲覧システム（アプリ等）の開発への支援も重要である。また、スマートフォン等を利用してアクセシブルな電子書籍等を閲覧するソフトウェアや、著作権法など関連する法令に留意しつつ、生成AIを活用したアクセシブルな電子書籍等への変換機能などの開発への支援も期待される。
- ・

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作に携わる者や、アクセシブルな書籍等の利用のための支援を行う者について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促

進する。

また、公立図書館等及び国立国会図書館において、アクセシブルな書籍等の一層の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成においては、視覚障害者等に対する図書館での障害者サービスを持続的に発展させる視点を持つように、司書等の資質の向上を図る。

(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・ 司書及び司書補（以下「司書等」という。）、司書教諭及び学校司書（以下「司書教諭等」という。）並びに職員等を対象に、障害に関する理解や、障害者サービスに関する内容及び支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図る。また、公立図書館においては、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を進める。
- ・ 公立図書館等において求められる障害者サービスが高度・多様化しており、ICT技術等の進展などあることから、司書等や司書教諭等、職員等を対象とした各研修についても、情報アクセシビリティやデジタル化に関する国際動向や事例に触れるなど、社会の変化に対応していく必要がある。
- ・ 大学の司書等及び司書教諭等の養成は、専門的職員としての入口に位置付けられる重要な段階である。このため、養成課程において、学生段階から障害者サービスの知識等について学習する機会を充実する。

(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の確保と養成

- ・ 点字図書館等や公立図書館等及びそこで活動するボランティア等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援し、質の向上を推進する。
- ・ ボランティア等の高齢化や減少などの影響で、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材が不足しており、この分野における人材の確保が重要な課題となっている。このため、点字図書館等や、公立図書館等と地方公共団体が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援する。

なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることのない、製作環境の整備も含め

て、様々な方策を関係者間で検討する。

- ・ 新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制を確保していくことも必要である。

IV 基本的施策に関する指標

本基本計画（第二期）では、関係する施策の進捗状況を把握するため、関係省庁等や関係団体の意見を参考に、以下の通り、「基本的施策に関する指標」を設けることとした。

これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指すものである。

第8条関係	地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）における読書バリアフリー計画の策定状況
第9条関係	公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数
	バリアフリー関係設備の整備状況
	著作権法第37条第3項による視覚障害者等用資料製作を行う公立図書館等の数（館種別の視覚障害者等用データ送信サービスのデータ提供館及びサピエ図書館登録館数）
	資料形態ごとの視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の提供データ数
第10条関係	公立図書館等の視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の館種別登録館数
	視覚障害者等個人の視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の登録者数
第11条関係	出版者から公立図書館及び学校図書館、点字図書館に提供されたタイトル数
第12条関係	市場に流通するアクセシブルな電子書籍等の新規発行数もしくは登録数
第13条関係	マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの輸出入データ数
第14条・ 第16条関係	国によるICT技術開発支援の採択件数
第15条関係	ICTサポートセンターの都道府県別設置状況
第17条関係	国及び都道府県等における図書館職員向けの障害者サービスにかかる研修会の実施状況
	点訳・音訳奉仕員養成研修の受講者数

V おわりに

本基本計画（第二期）では、第一期の基本計画に記載した視覚障害者等の読書環境の整備にかかる様々な取組を中心に、第一期基本計画期間中の進捗状況を踏まえ、内容の更新とともに、新たに補足・追記を行ったものである。今後、本基本計画（第二期）において新たに設定した指標等による進捗状況の確認を行いながら、取組を進めていく必要がある。

本基本計画に基づき取組を着実に推進していくためには、地方公共団体や関係機関、当事者等多くの関係者の理解が必要であり、丁寧な周知を行うとともに、国において、引き続き、関係者間による協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施していく。また、関連施策の実施に当たって、国は必要な財源の確保に努める。

また、地方公共団体においても、本基本計画による取組がより具体的に進展するよう、取り組むべき事項や課題ごとに、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要がある。特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。

国は、本基本計画を踏まえ、地方公共団体における計画の策定が円滑に行われるよう、好事例の周知をはじめとした支援を行っていく。

本基本計画に基づく施策の推進を図る際には、その対象者である視覚障害者等には、盲、弱視、盲ろう、発達障害（ディスレクシア等）、肢体不自由等、様々な特性があることを踏まえて取り組むことが求められる。加えて、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、読書や図書館の利用²⁴に様々な障壁がある人がいることも認識して取り組むことが必要である。とりわけ、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る研究開発の推進に当たっては、長期的な視点から、全ての者に配慮したユニバーサルデザインの実現を目指すことが重要である。

この基本計画に基づく施策の推進により、全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会

²⁴ 図書館関係団体が定めている「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」では「視覚障害者等」の範囲を次のように定めている。（別表1）視覚障害／聴覚障害／肢体障害／精神障害／知的障害／内部障害／発達障害／学習障害／いわゆる「寝たきり」の状態／一過性の障害／入院患者／その他図書館が認めた障害

が実現し、真の共生社会の実現に寄与することが期待される。

文字・活字文化振興法 （平成十七年法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。